

「子ども・子育て支援金制度」が始まります

令和8年
4月から

国は、令和6年6月に少子化対策の財源の一部となる「子ども・子育て支援金制度」（以下「支援金制度」）を創設する内容を盛り込んだ「子ども・子育て支援法等の一部改正法」を公布しました。この制度に係る財源確保のため医療保険者が従来の保険料とあわせて令和8年度から「子ども・子育て支援金」（以下「支援金」）の賦課・徴収を開始し国に納付することになりました。



① 「支援金制度」とは

社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

国は、少子化対策の根本強化を図る「子ども未来戦略」において、予算規模3.6兆円の「子ども・子育て支援加速化プラン」を取りまとめました。この財源を確保するために新設されたのが、「支援金制度」です。

② 「支援金」のつかいみちは

「支援金」は、児童手当などの6つの子育て支援の取組みに充てられます。

- 児童手当の拡充
- 妊娠のための支援給付
- こども誰でも通園制度
- 出生後休業支援給付
- 育児時短就業
- 育児期間中の国民年金保険料免除



③ 「支援金」の徴収はいつから始まるの

令和8年4月分保険料から徴収が始まります。

④ 「支援金」はどのように徴収されるの

「支援金」は、保険料（医療分、後期高齢者支援金分、介護分）とあわせて徴収されます。東食国保を含むすべての医療保険者（国保組合・市町村国保・協会けんぽ・健保組合など）が「支援金」を徴収し国に納付します。東食国保は、「支援金」の代行徴収的な位置づけを担います。

■保険料区分および賦課年齢

医療給付費分 0～74歳	後期高齢者支援金分 0～74歳	介護納付金分 40～74歳	令和8年4月から 子ども・子育て支援納付金分 18～74歳
-----------------	--------------------	------------------	-------------------------------------

■令和8年4月からの保険料

Aさん16歳の場合 医療給付費分 後期高齢者支援金分	Bさん18歳の場合（※1） 医療給付費分 後期高齢者支援金分 子ども・子育て支援納付金分	Cさん42歳の場合 医療給付費分 後期高齢者支援金分 介護納付金分 子ども・子育て支援納付金分	Dさん67歳の場合（※2） 医療給付費分 後期高齢者支援金分 子ども・子育て支援納付金分
----------------------------------	---	---	---

（※1）子ども・子育て支援納付金分保険料は、4月1日時点で18歳以上の方が徴収されます。
4月2日以降に18歳になる方は翌年度から徴収されます。

（※2）介護納付金分保険料は65歳到達月から第一号被保険者となります。

■子ども・子育て支援金の流れ



⑤ 「支援金」徴収の対象者は

「支援金」は、毎年4月1日時点で18歳以上の方が対象で4月分保険料から徴収されます。4月2日以降に18歳になる方は翌年度から徴収されます。

⑥ 「支援金」徴収額について

「支援金」の令和8年度から令和10年度までの国総額の目安は、令和8年度概ね6千億円、令和9年度概ね8千億円、令和10年度概ね1兆円とされています。

「支援金」の具体的な金額は決まり次第お知らせいたします。

⑦ 「支援金」は増えづづけていくの

「支援金」は、「子ども・子育て支援加速化プラン」3.6兆円のうちの1兆円程度を確保するものであり、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に構築することが法律で定められています。「支援金」は、児童手当など法律で定めた子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるもので、医療保険料と区別された仕組みです。

また、こうした仕組みであるため、今後の料率も高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません」と国は説明をしています。

⑧ 東食国保からのお願い

ご負担いただきます「支援金」については決まり次第、組合員のみなさまにご案内いたします。また、機関紙、ホームページでもお知らせいたします。

詳しくは、子ども家庭庁のホームページをご覧ください。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodeshienkin>

